

○内閣府令第三十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の二の規定に基づき、財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和三十二年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「公表された」の下に「次に掲げる」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。

第三条第三項に次の各号を加える。

一 監査基準

二 中間監査基準

三 監査に関する品質管理基準

四 四半期レビュー基準

五 監査における不正リスク対応基準

第三条に次の一項を加える。

4 前項第五号に掲げる基準は、監査証明を受けようとする者が次のいずれかに該当する者であるときに限り、適用されるものとする。

一 その発行する有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に該当することにより同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（法第二十七条において準用する法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない協同組織金融機関（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。）を含む。）

二 その発行する有価証券が法第二十四条第一項第三号又は第四号に該当することにより同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円未満又は最終事業年度に係る損益計算書による売上高（事業収益及び営業収益その他こ

れに準ずるものを含む。以下この号において同じ。）の額若しくは直近三年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額の合計額を三で除して得た額のうちいずれか大きい方の額が十億円未満であり、かつ、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円未満である会社を除く。）

第一号様式中「~~無煙な欠陥~~」を「~~開示すべき無煙な不備~~」に改める。

附 則

1 この府令は、公布の日から施行する。

2 この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第三条第三項及び第四項の規定は、平成二十六年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明並びに平成二十六年九月三十日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、平成二十六年三月三十一日前に終了する事業年度等に係る財務諸表等及び平成二十六年九月三十日前に終了する中間会計

期間等に係る中間財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。